

別添

歩道における車両出入口の設置構造基準

1 基本的考え方

- (1) 歩道には、原則として1.0メートル以上の平坦部分（横断勾配2パーセント以下とする部分 以下「平坦部」という）を設けるものとする。平坦部分は車いす等利用者の安全な通行を考慮して、可能な限り広く確保しなければならない。
- (2) 歩道幅員が狭い場合には、車両出入口部を全面に切下げて縦断勾配によりすり付けるものとする。この場合の縦断方向のすり付け勾配は、5パーセント以下とする。
ただし、地形の状況その他特別の理由によりやむを得ない場合においては、8パーセント以下とすることができる。
- (3) 歩道面と車道面との段差は5センチメートルを標準とする。なお、自転車歩行者道にあっては、自転車乗り入れに適した段差とする。
- (4) 上記（1）～（3）により難しい場合は、歩道の安全性が確保できるよう構造の検討を行うこと。

2 車両出入口の構造等

(1) マウントアップ形式の場合

原則として、歩道内において、すり付けを行う構造とする。

この場合、1.0メートル以上の平坦部分を設けるものとし、縁石ブロックには切り下げ用平ブロックを用いて横断方向のすり付け勾配が15パーセント以下となるようにする。（別図1参照）

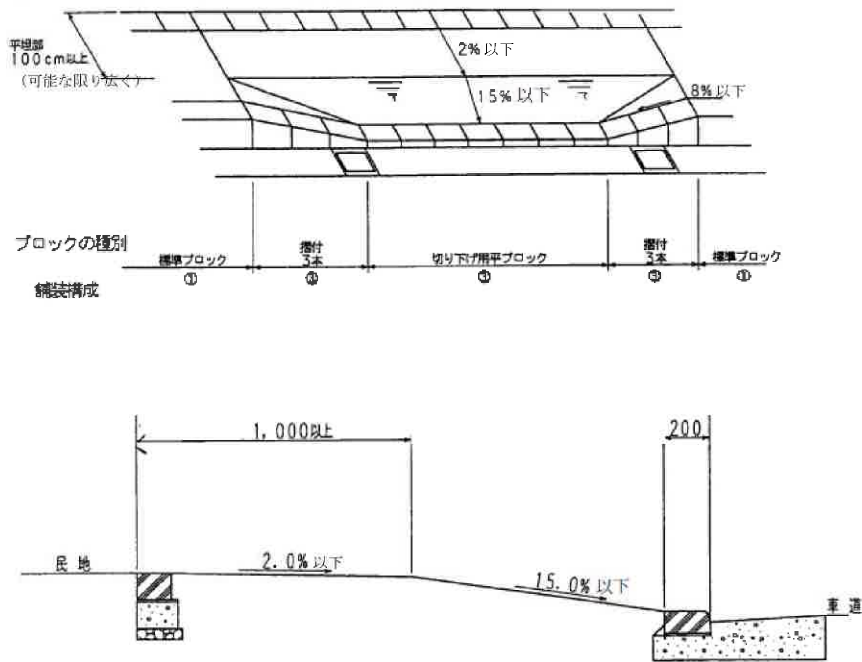
なお、歩道の高さと幅員によっては、平坦部の確保のために縁石ブロックに特殊切り下げブロックを使用することも考えられるが、この場合、横断方向のすり付け勾配は10パーセント以下となるようにする。

また、十分な歩道幅員がなく、上記の構造で歩道内のすり付けを行えない場合には、原則として民地側を下げた全面切り下げとし、縁石ブロックには切り下げ用平ブロックを用いて縦断方向のすり付け勾配を5%以下（やむを得ない場合は8パーセント以下）とする。（別図2参照）

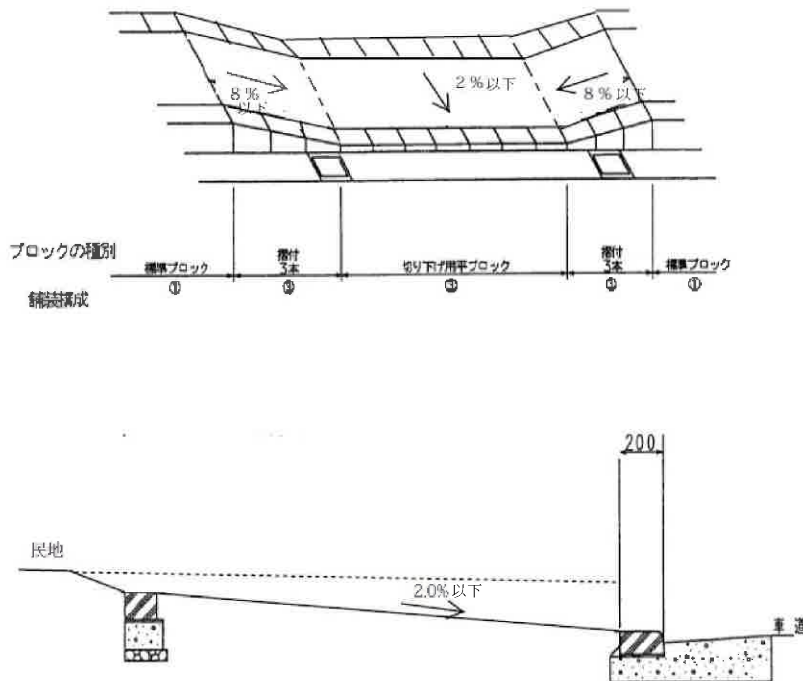
(2) セミフラット形式の場合

縁石ブロックに切り下げ用平ブロックを用いて一様な横断勾配とする。（別図3参照）

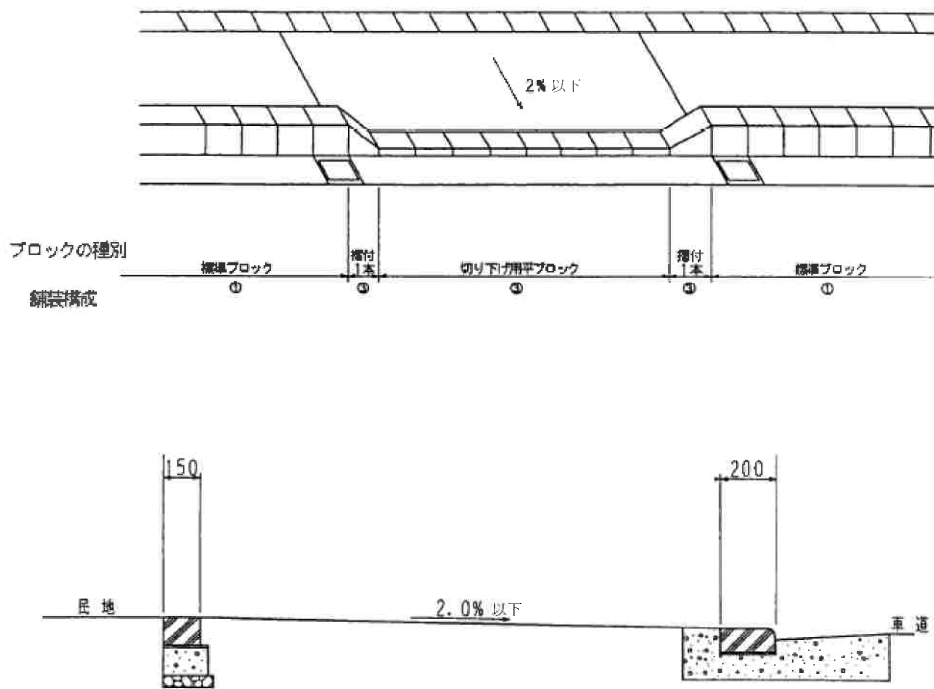
別図1 マウントアップ歩道 切り下げ用平ブロック使用の場合（原則）



別図2 マウントアップ歩道 十分な幅員がなく、全面切り下げ(縦断勾配8%)の場合

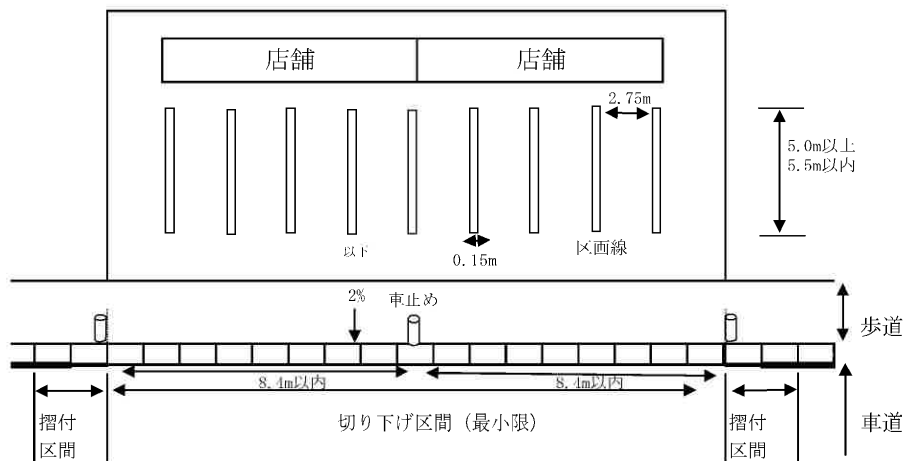


別図3 セミフラット形式の歩道の場合

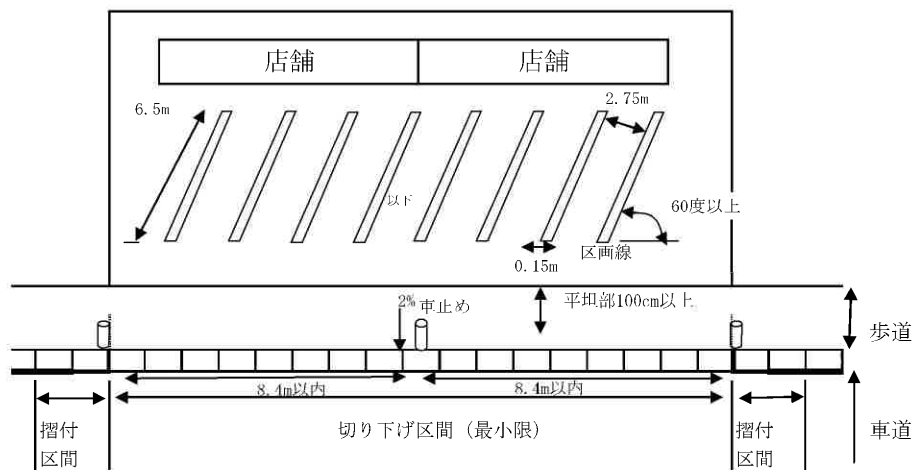


別図4 敷地の形状から車両が敷地内において転回することが著しく困難であるため、全面切り下げを行う場合

(1) 直角駐車

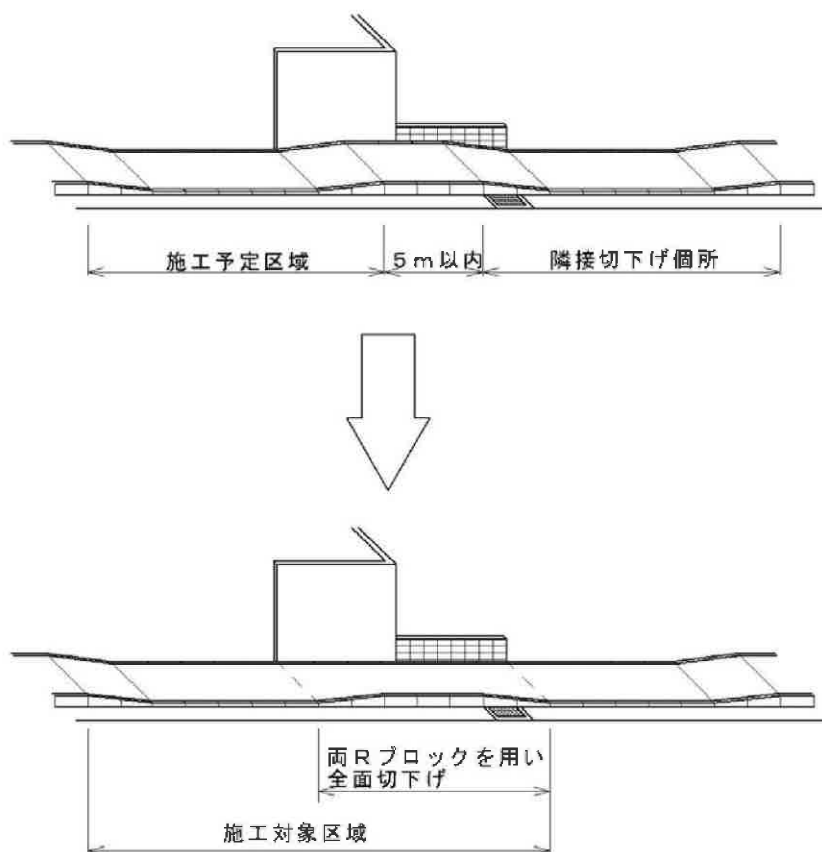


(2) 斜め駐車



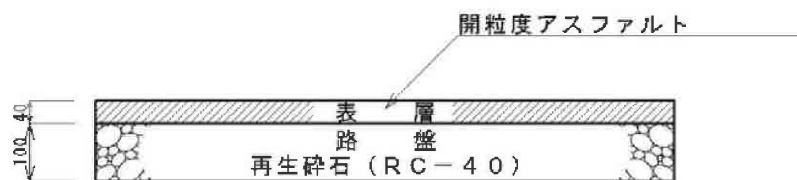
- ① 両端に車止めを設置すること。
- ② 切り下げ区間が8.4mを超える場合は、上記①による車止め設置の有無にかかわらず、切り下げ区間内に車止めを設置し、車両通行部の幅が各8.4m以内となるようにすること。

別図5 隣接（5 m以内）する切り下げ箇所と一体的に切り下げを行う場合

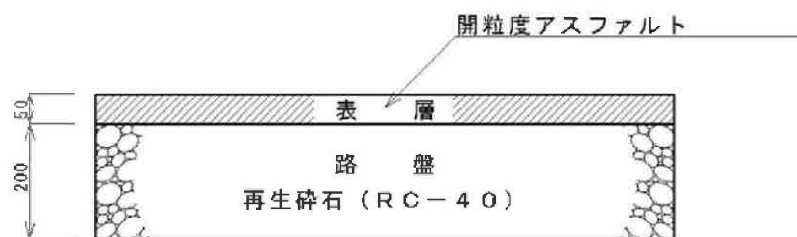


別図6 歩道舗装構成

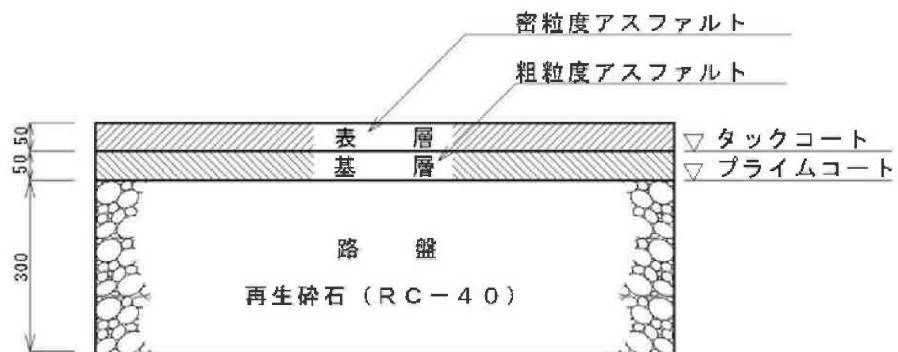
(1) 標準部における舗装の場合



(2) 普通乗用車出入口の切下げ部の場合

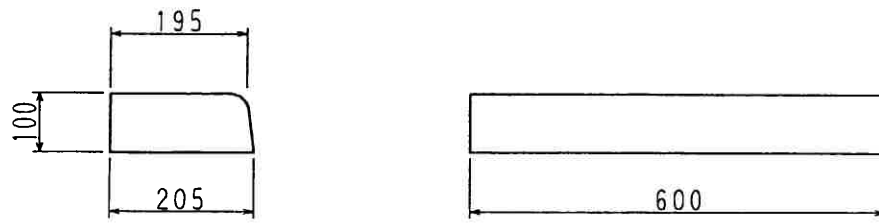


(3) 大型自動車出入口の切下げ部の場合

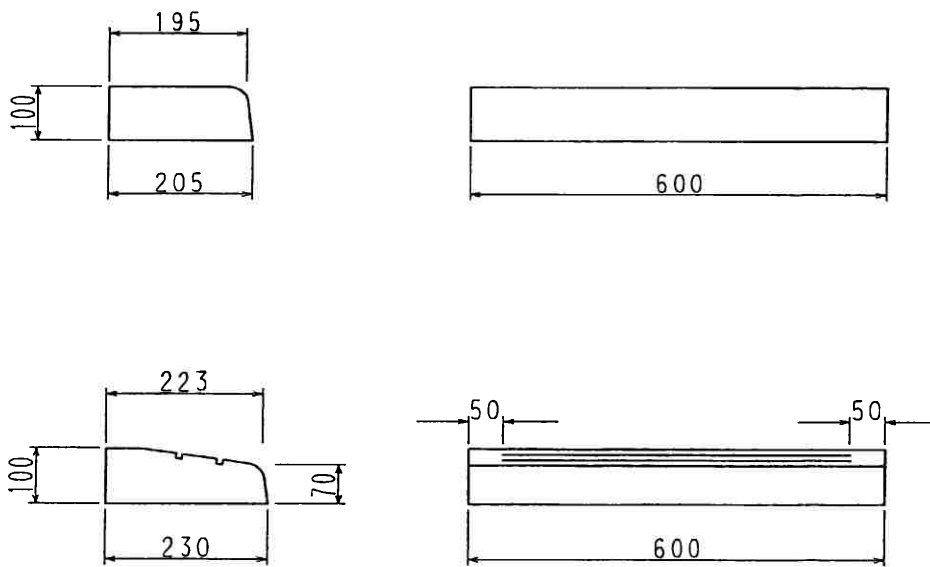


参考

切り下げ用平ブロック



切り下げ用平ブロック (両面用)



特殊切り下げブロック

